

働きやすい職場づくりのための

メンタルヘルスをめぐる法律問題と実務対応

日時 2021年6月15日(火) 10:00~16:30 (5.5H)

会場 東京・代々木・本会内セミナー室 (右図参照)
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1891(直)

講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 ひらぎの かずのり
柗木野 一紀氏

対象 人事部門のマネージャー・スタッフの方、
管理者・経営者等



主催 **一般社団法人 日本経営協会**

開催にあたって

多様化する業務への対応や、多忙な業務、さらには職場のパワーハラスメントなどから生じるストレスにより、うつ病などの精神疾患による休職や労災認定が増加しております。とりわけ、平成28年10月に大手広告代理店の新入社員の過労自殺が大きく報道されたこと等を契機に、政府が労働時間の適正な把握のためのガイドラインを策定するなど、使用者に労働時間管理をはじめとした過重労働を防止するための適切な対応が問われています。また、平成30年6月には時間外労働の上限規制等を内容とする働き方改革関連法が成立し、使用者が従業員の過重労働を防止し、また休職中の従業員が復職するに際して適切な対応をとることが求められています。

本セミナーでは、メンタルヘルスに関する法的枠組みをおさえ、実務的にもっとも切実な問題となる休職・復職の場合の対応方法を、最新の判例を踏まえつつ解説いたします。

■参加料(1名様)

- ◇日本経営協会会員(1名): 33,000円(税込)
- ◇一般(1名): 40,700円(税込)

■申込・支払方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。不着の場合は必ず電話にてご確認ください。参加料のお振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までにお願います。

- 振り込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
- 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させて頂く場合があります。すでにお振込の場合は、全額返金させていただきます。
- 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

■キャンセルについて

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

■会員入会手続きについて

入会の詳細および特典については、ホームページの「会員検索/ご入会のご案内」をご参照ください。

■WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー/講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索。ご希望のセミナー名をクリック。
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。

お申込み・
お問合せ先

一般社団法人 日本経営協会

企画研修グループ ●担当: 緒方

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
E-mail:tms@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ 宛
FAX (03)3403-1130

年 月 日 事務局
使用欄 No.

参加申込書

メンタルヘルスをめぐる法律問題と実務対応

16960

2021.6/15
10:00開講
NOMA

企業(団体)名	フリガナ	TEL	☐ 会 員 ☐ 一 般 (該当にレ印をつけて下さい)	
所 在 地	〒	FAX	業 種	
参加者氏名		所属・役職	メールアドレス	
フリガナ			e-mail:	
フリガナ			e-mail:	
フリガナ			e-mail:	
請 求 書・ 参加券送付先	フリガナ	所属・役職	メー ル ア ド レ ス	e-mail:

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会セミナー(事業)のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—□不要
※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。

プログラム内容

第1 労働者のメンタルヘルスマネジメントをめぐり 社会の動き

- 1 成果実現のための健康管理
- 2 対外的監視社会における企業存続のための健康管理

第2 労働契約におけるメンタルヘルスマネジメントの意味

- 1 労働契約の構造
- 2 「債務の本旨に従った」労働とメンタルヘルスマネジメント

第3 労働者が精神障害を発症したらどうすべきか

- 1 業務災害の可能性の有無を確認する
 - (1) 確認方法（平成23年12月26日付け「心理的負荷による精神障害の認定基準」）
 - (2) 業務災害が疑われる場合の対応方針
 - (3) 業務災害であると認定された場合の効果
- 2 私生活上の事由を理由とする精神障害（私傷病）の場合の対応
 - (1) 「債務の本旨に従った」労働ができていない場合
 - (2) 労働契約における「債務の本旨に従った」労働ができていない場合
- 3 実務ではとにかく休職させる
- 4 業務量を調整する場合には時期に注意する

第4 労働者を休職させる場合の留意点

- 1 休職か解雇か
 - (1) 原則
 - (2) 例外
 - (3) （特に精神障害の場合における）適切な産業医・指定医確保の重要性

- 2 休職から復職を求められた場合の留意点
 - (1) 復職の判断基準の問題（「治療」等の意味）
 - (2) 「従前の業務」を「通常の程度に」行うとは何か？
 - (3) 復職の判断資料の問題
- 3 休職期間満了前と休職期間満了時の復職判断の違い
 - (1) 休職期間の途中
 - (2) 休職期間満了時
- 4 断続的に欠勤する労働者と休職
 - (1) 原則
 - (2) 実務における対応策
- 5 復職と休職を繰り返す労働者への対応
 - (1) 原則
 - (2) 就業規則の不利益変更との関係
 - (3) 実務における対応策

第5 トライアル就労（試し出勤、リハビリ出勤）について

- 1 トライアル就労を行うべきか
- 2 トライアル就労を行う場合の法律関係

第6 精神障害を発症した労働者に対する退職と解雇の実務対応

- 1 精神障害を発症した労働者に対する退職勧奨
 - (1) 病気の労働者に対する退職勧奨の可否
 - (2) 退職勧奨を行う場合の注意点
 - (3) 退職の意思表示の有効性
- 2 精神障害を発症した労働者に対する普通解雇
- 3 精神疾患を発症した労働者に対する懲戒（解雇）

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。

講師紹介

石寄・山中総合法律事務所 弁護士

柊木野 一紀（ひらぎの かずのり）氏

【略歴】

1998年 早稲田大学法学部卒業
2001年 司法試験合格
2003年 弁護士登録（第一東京弁護士会） 石寄信憲法律事務所（石寄・山中総合法律事務所）入所
2015年 パートナー就任
2017年 第一東京弁護士会 民事介入暴力対策委員会副委員長
2019年 第一東京弁護士会 副会長（～2020年3月）

【著書・論文等】

「過重労働防止に向けた環境整備－労働時間管理を中心に」（『労働経済判例速報』2327号・2017年12月）
『内部通報・内部告発対応実務マニュアル』（民事法研究会・2017年・共著）
『Q & A 人事労務規程変更マニュアル』（新日本法規・加除式・共著）

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。